

愛知観光プラットフォーム推進事業委託業務（愛知・名古屋観光誘客協議会）仕様書

1 業務名

愛知観光プラットフォーム推進事業委託業務

2 目的

地域資源の観光プログラム化の促進及び送客主体（運輸機関や旅行会社等）と連携した商品造成やPR・プロモーションを実施することにより、本県を訪れる観光客数及び観光消費額の持続的な増加を図る。また、県内広域を対象とした周遊性の高い企画を実施することにより、県内周遊観光の促進を図る。

なお、愛知・名古屋観光誘客協議会（以下、「協議会」という。）については、別紙を参照のこと。

3 事業期間

契約締結日から2027年3月31日（水）まで

4 業務の詳細

（1）テーマ、方針等の設定

事業の実施にあたり、テーマや方針等を設定し、ターゲットや効果的なスケジュール、計画について提案すること。以下に示す各業務を、統一したテーマ性を持たせて実施すること。また、受託後に協議会と実施計画を調整し事業計画書を作成すること。

（2）観光プログラム造成販売促進事業

地域の観光主体である市町村、観光協会、観光事業者と地域に根差した観光資源を活用した観光プログラム造成力及び販売力の向上を図るため、本事業受託事業者によるハンズオン支援を実施する。

ア 観光プログラムの新規造成

- 既存観光プログラムのリニューアルを含め、40商品以上を造成すること。うち名古屋市に関するものを15商品以上、2市町村以上を周遊するものを5商品以上造成すること。
- 上記の観光プログラムについて、発酵食・醸造を始めとする「食」や、「豊臣兄弟！」及び武将や街道にゆかりのある庭園を活用した歴史観光、国際スポーツ大会を契機とした観光、ナイトタイム観光、産業観光、豊川稻荷御開帳を契機とした観光、離島・山村地域観光に係る内容を含めること。
- 愛知県が別途実施予定の「持続可能な観光推進事業」※と連携し、当該事業で提案されたコースを基に商品造成（2商品程度）が行えるよう努力すること。

※ 内容については、別途通知する。

イ 既存観光プログラムの引継ぎ

- ・2025 年度以前の愛知観光プラットフォーム推進事業委託業務にて造成した観光プログラムを当事業においても取り扱えるよう、協議会を交えて、2025 年度の受託者と引継ぎを行える体制を整えること。

ウ 観光プログラムの販売管理

- ・ア及びイの観光プログラムについて、以下のとおり販売・催行管理を行うこと。

(ア) 旅行会社、個人旅行者向け既述観光プログラムの管理、販売・催行管理

(イ) 商品内容、観光情報等の問合せ対応窓口業務

(ウ) 既述観光プログラムの販売・送客実績の報告

- ・販売実績から把握できる購入者の属性（居住地、性別、年齢等）を集約・分析し、3か月に1回程度の頻度で報告すること。

(エ) 既述観光プログラムのフォロー及びプラッシュアップ

- ・販売が低調なプログラムや販売元からの要望について、丁寧に対応し販売のフォローを行うこと。

エ 観光プログラム参加者に対するアンケート調査の実施

- ・観光プログラム参加者に対して、観光プログラムの内容や価格等についてのアンケートを実施し、参加者から回答を得て、分析すること。

- ・アンケートの内容は協議会と事前に協議の上、決定すること。

- ・アンケートの回答率について分析を行える水準になるよう適切な工夫を行うこと。また、アンケートの回答率を高めるための手法や企画について提案すること。

- ・回答結果を集計・分析し、実施結果報告書に掲載すること。

オ 観光プログラム販売 Web サイトの運営

- ・ア及びイの観光プログラムの個人向け販売のため、Web サイトを運営すること。

(ア) Web サイトの必要機能及び内容

- ・利用者をイメージし、ターゲットを明確化した上で、方針及び計画を提案し、それに応じた機能を備えること。

- ・テーマ別やエリア別、日付別、価格帯、直前予約の可否等により絞込みで検索できる機能を備えること。

- ・観光プログラムの内容等をイメージできるように、参加者の感想・評価等を掲載する機能を備えること。

- ・県内の市町村、観光協会、観光事業者等が当事業とは別に造成した観光プログラムを当 Web サイトでも販売できるような仕組みを設計すること。

- ・不正アクセスを防止するための機能及び個人情報等の重要性の高い情報を保護するための暗号化機能を備えること。

(イ) その他

- ・Web サイトの構築・運営に必要となるドメインやサーバー等の機器については、受

託者において準備すること。また、安定的な運用を行うため、信頼性の高い機器を用いるとともに、記憶容量等については、余裕を持った機器を用いること。

- ・Web サイトの保守管理・運用については、受託者が行うこと。
- ・素材（観光スポット写真・肖像画等）については、必要に応じて協議会より提供するが、受託者が自主的に取得した画像についても、協議会と協議の上で使用可能とする。なお、受託者が自主的に取得した画像、デザインデータ等について、他者の著作権を侵害することのないよう十分配慮すること。
- ・Web サイトのバナーを制作すること。また、協議会参画団体等がバナーを使用する際の運用ガイドラインを作成し、Web サイト上で明示すること。
- ・Web サイトのQRコードを制作し、本事業や協議会参画団体等が広告物等で使用する際の運用ガイドラインを作成し、Web サイト上で明示すること。
- ・Web サイトのアクセス解析、改善提案を実績報告書としてとりまとめること。また、アクセス解析については、アクセス解析ツール（Google Analytics、Microsoft Clarity 等）を導入し、協議会が指定するアカウントに解析権限を付与するとともに、月次報告書を提出すること。
- ・契約期間満了後に Web サイトを廃止することになった場合であっても、Web サイト廃止から最低 3 年間はドメインを保持すること。
- ・本事業のために Web サイト等構築しキャッチコピー等を付する場合（受託者の既存ブランド以外）は、そのキャッチコピー等の商標権・その他権利について、本事業目的以外で利用できないよう協議会と合意するとともに、第三者に対抗できるように整理すること。また、必要に応じて権利の帰属に応じること。なお、費用については、受託者の負担とすること。

（3）運輸機関・旅行会社等と連携した旅行商品造成事業

（2）で造成した観光プログラムや、県内各地域に根差したコンテンツを組み込むなど工夫して、以下に示す事業者と連携し県外からの誘客を意識した旅行商品造成を行い、各事業者の販売システムや PR 媒体等を効率的・効果的に活用した販売を実施すること。なお、以下に示す順に重点的に連携等を行い、本県への誘客に努めること。

- ・鉄道事業者
- ・高速道路事業者

中日本高速道路株式会社及び名古屋高速道路公社等と連携したドライブプランを造成すること。コンテンツ内容は協議会と相談の上、決定すること。

- ・バス事業者
- ・航空事業者
- ・OTA（Online Travel Agency）、宿泊施設

ア 旅行商品造成・販売

- ・各事業者が強みとするターゲットや団体向け又は個人向け等を踏まえて、県内各地

域ならではの観光資源等を掘り起こし、各事業者と連携して県外からの誘客を意識した観光プログラムを造成すること。

- ・発酵食・醸造を始めとする「食」や、「豊臣兄弟！」及び武将や街道にゆかりのある庭園を活用した歴史観光、国際スポーツ大会を契機とした観光、ナイトタイム観光、産業観光、豊川稻荷御開帳を契機とした観光、離島・山村地域観光に係る観光プログラムの造成を積極的に検討すること。
- ・各事業者の企画やキャンペーンと連動する等、効果的な時期に合わせた造成を行うこと。
- ・各事業者の媒体等を効率的・効果的に活用し、販売実績向上に繋げること。

イ 販売実績の報告

- ・販売実績から把握できる購入者の属性（居住地、性別、年齢等）を集約し、実施結果報告書に掲載すること。

ウ 旅行会社に向けた旅行商品造成の促進

- ・地域に根差した観光資源を活用したプログラムや観光施設等の情報を集めた旅行会社向けの素材集を作成すること。
- ・作成した素材集を活用し、10社以上の旅行会社に対して旅行商品造成を促す BtoB 営業活動を実施すること。

(4) 県内周遊促進事業

県内広域を対象とした周遊性の高い企画を実施することにより、県内周遊観光の促進を図ること。

事前予約等の必要ないフリープランとして販売できるような内容とすること。

(2)、(3)と連動し、各事業の販売実績向上に繋がるような企画とすること。

(5) 情報発信・販売促進事業

- ・(2)、(3)、(4)で造成した観光プログラムや旅行商品、周遊企画等の販売実績向上のため、ターゲット、手段、スケジュールを明示した広告戦略を立案し、提案すること。
- ・(3)で連携する各事業者の媒体等と連動し、事業効果を高めること。
広告等の掲載実績、効果実績、効果分析をとりまとめ、月次報告書を提出すること。
- ・Web 宣伝広告、SNS を活用した広告・情報発信、観光イベント等への参加・出展等、効果の高い手段を取捨選択し、実施すること。
- ・前年度に制作した観光パンフレットを更新し、県内観光情報及び観光プログラム等商品情報を紙媒体で発信すること。制作するパンフレットは、日本産業規格A4判、24ページ程度、カラー、10,000部程度とする。
- ・9月に県内のコンビニにてポスターを掲載できる機会があるため、当事業で情報発信のために制作したポスター等を日本産業規格A2判、1,100部程度印刷し、掲載先に発送すること。

(6) 次年度以降の方策の検討

本事業を実施する中で、次年度以降に必要と考える方策等について検討し、提案すること。

5 成果物の提出

実施結果報告書

- ・日本産業規格A4判で2部作成すること。
- ・上記4に係る実施状況が確認できるものとする。
- ・報告書のデータを提出すること。

6 委託料の支払

業務完了後、精算払いとする。

7 留意事項

- (1) 本事業は、受託事業者で有している知識に基づき行うものとし、本事業で知り得た情報については、管理・保管を適切に行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、事前に協議会と十分協議を行うこと。また、委託期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、協議会に逐次報告するほか、月2回程度の打合せを実施すること。
- (3) 委託期間中において、協議会会員（協議会構成市町村）の本事業への意見や要望を聴取するため、意見交換会を設定すること。地域エリア毎に開催日を設定するなど工夫し、各構成員と適切に意見交換が行えるようにすること。なお、事前に協議会と十分協議を行うこと。
- (4) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託事業者が負担すること。
- (5) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず協議会に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項は、協議会と協議のうえ決定するものとする。